

○ 計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）

改正後	改正前
<p>(軽微な修理)</p> <p>第十条 法第四十六条第一項の経済産業省令で定める軽微な修理は、次のとおりとする。</p> <p>一 質量計に係る次に掲げる修理</p> <p>イ 非自動はかりに係る水平調整ねじ、目盛覆い、調節脚又は下げ振り式水平器の下げ振りの補修又は取替え</p> <p>ロ [略]</p> <p>ハ 自動捕捉式はかりに係る日本工業規格B七六〇七(二〇一八)附属書に掲げる軽微な修理</p> <p>二〇十一 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(簡易修理)</p> <p>第十一条 法第四十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める</p>	<p>(軽微な修理)</p> <p>第十条 法第四十六条第一項の経済産業省令で定める軽微な修理は、次のとおりとする。</p> <p>一 非自動はかりに係る次に掲げる修理</p> <p>イ 水平調整ねじ、目盛覆い、調節脚又は下げ振り式水平器の下げ振りの補修又は取替え</p> <p>ロ [略]</p> <p>[新設]</p> <p>二〇十一 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(簡易修理)</p> <p>第十一条 法第四十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める</p>

修理は、次のとおりとする。

一 [略]

二 [略]

イ 非自動はかりに係る次に掲げる修理

(1) 棒はかりに係る次に掲げる修理

(i) 懸垂皿、皿ひも、皿環、つりかぎ、つり環、取緒、

取緒環又は不定量おもりのおもり糸若しくはおもり環の補修又は取替え

(ii) さおの曲がりの矯正

(iii) 目盛標識の復元

(2) 皿はかり又は台はかりに係る次に掲げる修理

(i) 増おもりかけ、調子玉、重心玉、水平器、にらみ、にらみ窓、限界停止機構、送りおもりのつめ若しくはノック、零点未満に送りおもりを移動させないための金具、調節ねじ、刃ぶた、関節部のピン、指針、つり

修理は、次のとおりとする。

一 [略]

二 [略]

イ 棒はかりに係る次に掲げる修理

(1) 懸垂皿、皿ひも、皿環、つりかぎ、つり環、取緒、取

緒環又は不定量おもりのおもり糸若しくはおもり環の補修又は取替え

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(2) さおの曲がりの矯正

〔新設〕

- 環、ラック押さえ、スチールバンド、増おもりの上げ
下げ機構又は衝撃防止機構の補修又は取替え
- (ii) Ⅵ
ボールベアリング、増おもり台、休み機構、減衰機
構、被計量物計量用容器又は振子の受けゴム若しくは
ストッパーの取手の補修
- (iii) Ⅵ
指針軸のバランスの調整
- (iv) Ⅵ
ラックとラックピニオンの関係位置の調整による零
点の調整
- (3) Ⅵ
皿はかりに係る皿、皿受け、懸垂皿のひも、つりかぎ
、
度表又は度表の指針の補修又は取替え
- (4) Ⅵ
台はかりに係る次に掲げる修理
- (i) Ⅵ
台板、かさ板、たすき、送りおもりの自動送り機構
、
振れ止め機構の部品又はなすかんの受軸の補修又は
取替え
- (ii) Ⅵ
立筒の補修
- (iii) Ⅵ
刃と刃受けとの関係位置に影響を及ぼさない範囲内
における額縁の補修

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(3) Ⅵ
目盛標識の復元

〔新設〕

(5) 光電式はかりの光源用電球の取替え

(6) 電気式はかりに係る次に掲げる修理

(i) 印字機構の部品、外部記憶機構、外部入力機構又は

表示機構（累加表示機構及び遠隔表示機構を含む。）

の電源部の補修又は取替え

(ii) 料金計算機能に係る電気回路部品（当該電気式はか

りの性能及び器差に著しく影響を与えることのないも
のに限る。）の取替え

(7) 手動天びんに係る次に掲げる修理

(i) 度表、覆い箱若しくはその部品、調子玉、水平器、

皿その他の荷重受け部品、ライダー掛け又は休み機構
の補修又は取替え

(ii) 両ひじ長さの調整

ロ 自動捕捉式はかりに係る日本工業規格B七六〇七（二〇

一八）附属書に掲げる簡易修理

「削る」

「新設」

「新設」

「新設」

ロ 皿はかり又は台はかりに係る次に掲げる修理

(1) 増おもりかけ、調子玉、重心玉、水平器、にらみ、に

らみ窓、限界停止機構、送りおもりのつめ若しくはノツ

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

ハ 定量おもりに係るおもり糸又はおもり環の補修又は取替
え

〔削る〕

ク、零点未満に送りおもりを移動させないための金具、調節ねじ、刃ぶた、関節部のピン、指針、つり環、ラック押さえ、スチールバンド、増おもりの上げ下げ機構又は衝撃防止機構の補修又は取替え

(2) 〔 〕
ボールベアリング、増おもり台、休み機構、減衰機構、被計量物計量用容器又は振子の受けゴム若しくはストップパアの取手の補修

(3) 〔 〕
指針軸のバランスの調整

(4) 〔 〕
ラックとラックピニオンの関係位置の調整による零点の調整

ハ 皿はかりに係る皿、皿受け、懸垂皿のひも、つりかぎ、度表又は度表の指針の補修又は取替え

ニ 〔 〕
台はかりに係る次に掲げる修理

(1) 〔 〕
台板、かさ板、たすき、送りおもりの自動送り機構、振れ止め機構の部品又はなすかんの受軸の補修又は取替え

(2) 〔 〕
立筒の補修

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

(3) 刃と刃受けとの関係位置に影響を及ぼさない範囲内における額縁の補修

ホ 光電式はかりの光源用電球の取替え

ヘ 電気式はかりに係る次に掲げる修理

(1) 印字機構の部品、外部記憶機構、外部入力機構又は表示機構（累加表示機構及び遠隔表示機構を含む。）の電源部の補修又は取替え

(2) 料金計算機能に係る電気回路部品（当該電気式はかりの性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）の取替え

ト 手動天びんに係る次に掲げる修理

(1) 度表、覆い箱若しくはその部品、調子玉、水平器、皿その他の荷重受け部品、ライダー掛け又は休み機構の補修又は取替え

(2) 両ひじ長さの調整

チ 定量おもりに係るおもり糸又はおもり環の補修又は取替え

<p>2 三〇十三 〔略〕</p>	<p>2 三〇十三 〔略〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	